

00338

鳥取縣公報

條例

昭和二十六年三月十三日
第二千九十一号 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◆鳥取縣規則第十号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九號鳥取縣職員退職手當支給條例の施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣職員退職手當支給條例の施行細則中改正規則別表の失業保険金額表（その一）を次のように改める。

(別表)

失業保険金額表(その一)

等級	給与日額	日保険額	失業保険金額表(その一)											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
毛円未満	毛円以上	毛円未満	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円
三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円
二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円
一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円
五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円
三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円	三〇円
二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円	二〇円
一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円
五〇円以上	三〇円以上	一〇円以上	五〇円未満	三〇円未満	一〇円未満									
五百円	三百円	一百円	五十円	三十円	十円	八円	七円	六円	五円	四円	三円	二円	一円	半円

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月一日から適用する。但し、昭和二十五年六月三十日以前から引き続き失業者の退職手当の支給を受けていた者の從來の失業保険金額が新失業保険金額より高いときは、昭和二十五年七月一日以後においてその者に支給すべき失業者の退職手当の日額は、なお、從前の額とする。

◇鳥取縣規則第十一号

鳥取縣狩獵關係手數料徵收規則を次のように定める。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年三月十三日

告 示

◇鳥取縣告示第百十二号

昭和二十六年度第一回助產婦看護婦試験を次のように実施する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 狩獵法(大正七年法律第三十二号)による狩獵

免狀再下付、鳥獸飼養許可証の下付及び再下付を受けようとするものは、この規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 手數料は次に定める額とする。

- 一、狩獵免狀再渡手數料 一件につき 百円
- 二、鳥獸飼養許可証下付手數料 一件につき 百円
- 三、〃 再下付手數料 一件につき 百円

第三條 手數料は、住所地を管轄する地方事務所長の発する納額告知書により納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

助產婦學說試験 昭和二十六年四月
十四日午前九時より 烏取縣會議事堂

実地試験 // 五月十日 //

00341

看護婦學說試験 // 四月十六日 //
実地試験 // 四月十七日 //

00342

00342

二、願書提出期限並びに宛先
昭和二十六年四月五日までに衛生部醫務課に必着のこと。
と。但し郵送の場合は五日の消印のあるものは受付け
る。

三、添付書類（直接醫務課へ提出のこと）

1 願書

2 履歴書

3 戸籍抄本

4 助産婦父は看護婦の業務を各々一年以上修業した
証書または説明書（実地のみ受験する者は學說試験
の合格証書の寫）

5 医師による健康診断書

品種	名前	證明書番号	生年月日	級別	飼養者	住所	氏名
黒毛和種	北則	昭二三五鳥地一	二四、五、二五	二級	岩美郡小田村	北村	睦藏
"	西村	"	二	"	氣高郡神戸村	若狭	鉄治
井岡	庫久	隆明	八	五、一四	"	"	"
磯六	勝久	勝廣	七	五、一四	"	"	"
晴華	秋龜	秋龜	六	五、一四	"	"	"
勝一	第十五榮龍	第十五榮龍	五	五、一四	"	"	"
"	昭益	昭益	四	五、一四	"	"	"
田中	佐治	佐治	三	五、一四	"	"	"
第一小谷	谷米	谷米	二	五、一四	"	"	"
旭榮	花米	花米	一	五、一四	"	"	"

日野郡根雨町	川上 保壽
西伯郡米子市	岡崎 晴二
"	磯井 房榮
"	前田 嶽
五千石村	林原 豊
"	末藏
所子村	黒田 永見
巖村	貞治
米子市	西川 博美
"	岩永 明
八頭郡河原町	有沢善四郎
船岡村	瀬戸根 勇
丹比村	谷口 与七
智頭町	山口 益造
散岐村	川元健太郎
社村	橋本重次郎
東伯郡下郷村	米田千太郎
八橋町	松田 政治
古布庄村	御古 秀好

◇鳥取縣告示第百十五号

昭和二十五年地方臨時種畜検査において次のものに種畜
證明書を交付したので家畜改良増殖法（昭和二十五年法
律第二〇九号）第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

6 寫眞一葉（手札型、正面半身、出願前六箇月以
内に寫したもの）
7 手數料（助産婦二〇〇円、看護婦一五〇円）は現
金または小爲替

四、願書の受付けを了つたものに對しては受験票を送付
する。

五、試験に関する照会は返信料を添えて問合せること。

00343

福榮	茶谷	高憲	重半血種	黒毛和種	宝榮	井上	谷藤	高憲	福榮	茶谷	高憲	重半血種	黒毛和種	森岡	伯陽長	八橋町	津山 実雄
茶谷	高憲	井上	谷藤	高憲	宝榮	高憲	高憲	高憲	茶谷	高憲	高憲	井上	井上	井上	茶谷	大誠村	秋山 実正
高憲	井上	谷藤	高憲	宝榮	宝榮	高憲	谷藤	高憲	高憲	高憲	高憲	高憲	高憲	高憲	高憲	上北條村	吉田金次郎
重半血種	黒毛和種	森岡	森岡	伯陽長	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西郷村	生部 音藏
黒毛和種	宅野	清龍	高憲	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	舍人村	高塚憲次郎
宅野	高憲	高憲	高憲	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	旭村	川北 庄一
高憲	高憲	高憲	高憲	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	日野郡日光村	林原 忠義
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	東伯郡赤崎町	鳥取縣種畜場
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

◆鳥取縣告示第百十六号

次のものに種畜證明書を書換交付したので家畜改良繁殖法（昭和二十五年法律第二〇九号）第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥 取 縿 知 事 西 尾 愛 治

品種	名前	証明書番号	生年月日	級別	住	新飼養者	住	旧飼養者	住	新飼養者	住	新飼養者	住	新飼養者	住	新飼養者	
黒毛和種	北則	昭二五鳥地 一号	一一、五、一 二四	五、二五 二級	岩美郡蒲生村	日下部清藏	岩美郡小田村	北村 陸藏									
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

00344

◆鳥取縣告示第一百十七号

次の種畜が廢用されたので家畜改良繁殖法（昭和二十五年法律第二〇九号）第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥 取 縍 知 事 西 尾 愛 治

種類	名前	種畜證明書番号	生年月日	級別	住	飼	住	飼	住	飼	住	飼	住	飼	住	飼	
黒毛和種	富井	昭二四鳥取一九 一五五	二二、五、一 二、二	二級	岩美郡蒲生村	日下部清藏	西伯郡大國村	思田 鶴枝	米子市兩三柳 田崎	晴二	"	"	"	"	"	"	
"	瑞晃	"	"	"	"	"	東長田村	山本 房藏	"	河崎 磯井	房榮	"	"	"	"	"	
"	信憲	"	一三八	一、二〇	一級	八頭郡池田村	山根 鹿藏	高橋	九号	四、二九	賀野村 梅原	享	米子市東福原 永見 貞治	日野郡溝口町	羽田 進	日野郡根雨町 川上	保壽
"	徳重	"	七三	四、八	二級	八頭郡池田村	山根 鹿藏	勝一	三号	九、二八	日野郡溝口町	羽田 進	日野郡根雨町 川上	保壽	"	"	
"	林正	"	三一六	二、七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	旭	"	一二一	一〇、二〇	一級	東伯郡花見村	岡本 律二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

00346

東山	一〇〇	九、二三、	下北條村 岩垣 義雄
小原	一〇四	二一、三、一五	山守村 小林 岩雄
杉谷	一〇九	六、一五	浦安町 森下 金藏
二瀬川	一二四	一〇、五	下中山村 田川 太藏
昭和	二九二	一三、四、二九	三徳村 野見 邦一
武益	一七七	五、一八	西伯郡淀江町 橋本誠之助
国安	一八五	"	光德村
高峰	一八七	"	寺井 光則
豊繁	一九二	二三、二、一〇	庄内村 橋本 鼎一
前大	一九三	二一、五、一〇	東長田村 山本 房造
道花	一九四	一、三	尚德村 橫山 賴介
菊秀	一九五	二〇、一、三	庄内村 谷 又二
山吹	一九六	二一、一〇、五	大国村 恩田卯一郎
山田	一九七	九、一六	幡鄉村 船橋 知章
中半血種	一九八	七、二五	余子村 山本 憲
日勝	一九九	二三、九、一五	日野郡江尾町 岡田利三郎
	二〇〇	"	
	三四三	"	
	二七	"	
	五、二	"	
	二五〇	"	

公 告

◆資格審査結果公告第六十九号

(自昭和二十六年二月一日
至昭和二十六年二月二十八日)

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

ある。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

- 一、この表は、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一号）、市町村長の立候補禁止に關する件（昭和二十二年勅令第三号）、昭和二十二年勅令第一号施行に關する件（昭和二十二年閣令内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

- 二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報を受け取ることなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するもので

(1) 升任又は任命予定者
○市町村普通公職者

上小鴨村 竹中 豊繁
三朝村 橋本 元
多里村 秋末 政利

榮村 高橋 良照 植井 明 植井美代子
日野上村 生田 利夫
○縣普通公職者

榮村 高橋 良照 植井 明 植井美代子
日野上村 生田 利夫
○縣普通公職者

00347

岡本美代子 山本 音松 秋山 英治 手島 一夫

山垣 明 加藤 寛人 生田義一郎 梅林 定夫

長谷川義春 長田 廣壽 田中 康彥 藤尾 力次

岩井 健二 平野高五郎 小松 重榮 小谷和四郎

牧山 正幸 松岡 哲仙 佐々木鉄郎 高野須泰昭

西野 喬 田中 節 仙賀 弘正 和田平八郎

細谷 庫三 高田 十郎 壽岡 勇 入江 哲治

塙見 智 杉山 節夫

鹿野町 村上 勝義

○町村固定資産評価員 山守村 福永 実男

東郷村 山本多一郎

○同補助員 池内 とも 漆原 公徳 木下三代子 中村 梅尾

鳥取検察審査員

○檢察審査員、同補充員

○市消防吏員

○市消防吏員

○市消防吏員

（昭和四年四月十五日）
行
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所

昭和二十六年三月十三日印刷

鳥取縣公報

（昭和四年四月十五日）
行
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所

同補充員 谷村文三郎、梶村 嘉重、山根 君惠、谷中 吉治
倉吉檢察審査員 永田 炳、福井 信明、藏本 七藏、藤井 たつ、
藤井 勇、矢萩 新造

同補充員 宮本 静子、山崎さんえ、入沢 大二
米子檢察審査員 小谷 肇、幸形 石次、野口 操子、岡田 太一、
野間 知武

同補充員 吉川 穆子、佐々木てい、松本サダメ、加納 修、
妹尾まさ子

同補充員 中島平八郎、山下 恒夫、谷口 進、
坂本 幸春、竹安 真志